

## <調布市>

# 生計困難者等に対する利用者負担額軽減事業

### 1 生計困難者等に対する利用者負担軽減事業（以下「軽減事業」という。）とは

介護保険サービスの利用者のうち、所得が低く、生計が困難な方の利用者負担額（サービス費の1割負担や食費負担など）の一部を助成し、負担を軽減する事業です。

※軽減事業に該当する場合、負担限度額認定と併用して利用ができます。

軽減事業では、助成費用の一部（原則として半額）は、介護サービス事業者の方に負担していただく仕組みとなっており、御利用のサービス事業者が軽減事業を実施している場合に御利用いただけます。

### 2 軽減事業の申請手順 ※手順の詳細は、「4 手順1～4の詳細」を参照ください。

#### 手順1

- 利用者の方が「軽減事業」の要件に該当するか確認してください。

#### 手順2

- 御利用のサービス事業者が「軽減事業」を実施しているか確認ください。

#### 手順3

- 利用者の方が、市役所へ「生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請書」等の第2～4号様式と添付資料を提出。

#### 手順4

- 手順3の申請で軽減該当の方には「確認証」を交付しますので、御利用のサービス事業者やケアマネへ提示ください。

### 3 対象となるサービス

訪問介護，（予防）訪問入浴介護，通所介護，（予防）短期入所生活介護，（予防）短期入所療養介護，（予防）訪問看護，（予防）訪問リハビリ，（予防）通所リハビリ，夜間対応型訪問介護，（予防）認知症対応型通所介護，（予防）小規模多機能型居宅介護，特別養護老人ホーム，地域密着型特別養護老人ホーム，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，看護小規模多機能型居宅介護，地域密着型通所介護，第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

#### 4 手順1～4の詳細

##### (1) 手順1 「軽減事業」の要件に該当するか確認ください。

以下ア～オの5点の要件を全て満たす方

- ア 世帯の年間収入が150万円以下（世帯員1人毎に50万円を加算）で市民税が非課税である  
※年間収入は、課税年金・非課税年金・合計所得に係る分の収入額の計。
- イ 預貯金等の額が350万円以下  
※世帯員1人毎に100万円を加算
- ウ 日常生活に供する資産以外に資産がない
- エ 親族等に扶養されていない  
※税法上（所得税・市民税）や健康保険上で被扶養者でないなど
- オ 介護保険料を滞納していない

##### (2) 手順2 サービス事業者が「軽減事業」を実施しているか確認ください。

※軽減事業を実施していない場合は、対象外となります。

御利用の事業者に対して、事業者が調布市へ「軽減事業」の届け出を行っているか確認ください。

- ア 調布市へ「軽減事業」の届け出を行っている  
事業者へ「軽減事業」を、何月から利用したいかを申し出ください。  
※市役所へ申請書を提出した月の1日に遡って確認証を交付するので、申請する月が利用開始月となります。
- イ 調布市へ「軽減事業」の届け出を行っていない  
サービス事業者が市へ「第1号様式（第3関係）生計困難者等に対する利用負担額軽減申出書」等を提出する必要がありますので、サービス事業者から市へお問い合わせください。  
※補助金交付の関係で提出が必要な書類が上記以外にもあります。

##### (3) 手順3 利用者の方が、市役所へ「生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請書」等の第2～4号様式と添付資料を提出ください。

生活保護を受給の方は、下記のアの書類のみを提出ください。

生活保護を受給していない方は、下記のア～オの書類を提出ください。

- ア 第2号様式（第8関係）生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請書
- イ 第3号様式（第8関係）収入及び預貯金等申告書
- ウ 第4号様式（第8関係）資産及び扶養の有無に関する申告書
- エ 収入の状況が確認できる書類
  - (ア) 年金…源泉徴収票又は年金等決定額通知書等の写し（非課税年金も含む）
  - (イ) 給与…源泉徴収票の写しなど
- オ 預貯金等の状況が確認できる書類（通帳の写し等）※本人と世帯員が持っている通帳全て必要通帳の写しの場合は下記の(ア)と(イ)の該当するページについて、提出ください。
  - (ア) 通帳表紙をめくった「銀行名、支店、口座番号、口座名義」等が記載されているページの写し
  - (イ) 申請日から2ヵ月以内に記帳した口座残高が記載されているページの写し  
※年金受給口座については、直近の年金振込が確認できるページの写しを添付してください。

##### (4) 手順4 申請の結果、「軽減事業」へ該当された方には「確認証」と「決定通知書」を送付しますので、御利用のサービス事業者や担当のケアマネへ提示ください。

※非該当の方へは「決定通知書」のみ送付いたします。

【問合せ先】 調布市 高齢者支援室 介護給付係 電話 042-481-7321